

令和8年1月5日（月）よりリサイクル料金の預託証明（証明印／シール）が電子化されます。

新車新規登録時には、自動車リサイクル料金の預託証明として申請書類等に預託証明印を押印又は預託証明シールを貼付により預託確認しておりましたが、今後は、預託情報が電子連携される事により、**証明印と証明シールは廃止**となります。（電子完検証情報(AIRAC)利用の場合は現行どおり）なお、運用開始前に既に預託金を納付し、預託証明印の押印、又は預託証明シールの貼付があるものについては、現行どおり新規登録が可能です。

